

定 款

東京応化工業株式会社

2024年1月1日 改正

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、東京応化工業株式会社と称する。英文では、TOKYO OHKA KOGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の製品の製造、加工、販売および輸出入
 - ア カリ、ソーダ塩類
 - イ 感光性樹脂および同関連の薬品、材料、装置機器類
 - ウ 化成品、工業薬品、化学薬品、合成樹脂
 - エ 試薬、香料、医薬
 - オ 科学装置機器類
- (2) 前号に定めた装置機器類の設置工事、管工事、電気工事の請負、設計、施工および監理
- (3) 第 1 号に定めた装置機器類の賃貸、改造および保守
- (4) 産業廃棄物の収集、運搬および処理作業
- (5) 水質、大気、土壤等の濃度に係る計量事業
- (6) 損害保険の代理業および生命保険の募集業
- (7) 不動産の賃貸、管理および売買
- (8) 工業所有権、著作権およびノウハウの実施許諾ならびに販売
- (9) 特定労働者派遣事業
- (10) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を川崎市中原区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第 13 条 株主総会は、定時および臨時の 2 種とする。
- ② 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時招集する。
- ③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(定時株主総会の基準日)

- 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(開催場所)

- 第 15 条 当会社は、川崎市中原区で株主総会を開催する。

(議 長)

- 第 16 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに任じ、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

- 第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、6名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選 任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。

③ 取締役社長は、会社を代表する。

(常勤の監査等委員)

第 24 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第 26 条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、会社の重要な業務執行を決定する。

② 取締役会の招集は、各取締役に対して、会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会)

第 27 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(取締役との責任限定契約)

第 32 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 会計監査人

(選 任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。

(期末配当金)

第 37 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 39 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- ① 当会社は、第 93 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 第 93 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)

の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。